

令和5年12月から 第2子以降の保育料が無償になります！

1 無償化の内容について

- 北九州市にお住まいで、第2子以降のお子さんが、保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育を利用する場合の保育料が無償になります。

【現行基準（国）】

保育所等にお子さんが2人以上入所している場合、国の基準に基づき、第2子は半額、第3子以降は無償。



【新基準（市）】

保育所等の同時利用や子どもの年齢にかかわらず、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料を完全無償化。

2 無償化の手続きについて

- (1) 認可保育施設を利用している場合
原則、手続きは不要です。
対象となる世帯に、令和5年11月中旬に通知します。
- (2) 認可外保育施設等を利用している場合
保育の必要性の認定と保育料の償還払について、申請手続きが必要です。
申請書類は12月1日から、ご利用の施設等を通じて配布します。

詳しくは、別紙チラシおよび北九州市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/28800072.html>



【問合せ先】子ども家庭局幼稚園・こども園課
担当：野田（課長）、田中（係長）
電話：093-582-2550